

第54回 姫路市農業委員会総会議事録

開催日時 令和3年12月24日(金) 午後1時25分から午後2時25分

開催場所 姫路市役所 10階 第三会議室

農業委員の出欠状況及び署名委員

議席番号	氏名	出欠	署名委員	備考
1	福永利一	出席		
2	松尾富昭	出席		
3	福岡瀬	出席		
4	中塙良幸	出席		
5	田麻仁志	出席		
6	田口繁克	出席		
7	尾川和男	出席		
8	三木輝男	出席		
9	田中博	出席		
10	飯塙祐樹	欠席		
11	萩原和好	出席		
12	高濱宏章	出席		
13	岡本富博	出席		
14	宮下裕光	出席		
15	橋本静枝	出席		
16	小林忠明	出席	○	
17	青田誠	出席	○	会長職務代理者
18	大塙正穂	出席		会長職務代理者
19	岸本英夫	出席		会長

その他の出席者 0名

農業委員会事務局職員 4名

傍聴人 0名

議事内容

- | | |
|-------|-----------------------------|
| 議案第1号 | 農地確認及び非農地確認について |
| 議案第2号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 報告第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請に係る事情聴取について |
| 報告第2号 | 農地法第4条の規定による届出の専決について |
| 報告第3号 | 農地法第5条の規定による届出の専決について |
| 報告第4号 | 合意による解約等の通知について |
| 報告第5号 | 県許可案件の許可状況について |
| 報告第6号 | 農業経営改善計画（認定農業者）の認定について |

(令和3年12月24日 午後1時25分)

議長

予定の方が揃われましたので、只今から、第54回総会を開催致します。

【議長挨拶】

現在の出席者数は、農業委員19名中18名の出席で過半数に達しております。会議は成立しております。なお、飯塚祐樹委員より欠席の連絡を頂いております。

それでは、議案審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

異議なしの声を得ましたので、本日の議事録署名委員を小林委員と青田委員にお願いいたします。

それでは、これより議案審議に入ります。

まず、議案第1号「農地確認及び非農地確認」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号（P1～P3）を説明する。

〔農地確認及び非農地確認について〕

この度は、農地確認の申請が1件、非農地確認の申請が7件提出されております。

まず、農地確認です。

市街化区域の網干区垣内本町の田151m²につきまして、網干区垣内本町の[]より「[]を受けたが、土地を間違えて手続きしていた。当該地は当時より農地として利用している」との申請です。

次に、非農地確認です。

1番2番が市街化区域の案件、3番から7番が調整区域の案件となっております。

まず、広畠区高浜町二丁目の田148m²につきまして、広畠区清水町一丁目の[]より「平成5年以前より、店舗用駐車場の一部として利用している」との申請です。

2番です。的形町的形の畠4筆計341m²につきまして、的形町的形の[]

より「平成11年以前より、山林及び住宅敷地として利用している」との申請です。

3番です。豊富町神谷の畠2筆計1,480m²につきまして、神戸市の

より「平成10年以前より、山林となっている」との申請です。

4番です。別所町佐土の田3,65m²につきまして、的形町福泊の

より「平成11年以前より、露天駐車場として利用している」との申請です。

5番です。香寺町恒屋の田50m²につきまして、香寺町恒屋の

より「平成11年以前より、住宅敷地への進入路として利用している」との申請です。

6番です。香寺町恒屋の田38m²につきまして、香寺町恒屋の

より「平成11年以前より、住宅敷地の一部として利用している」との申請です。

7番です。豊富町神谷の畠178m²につきまして、豊富町神谷の

より「平成10年以前より、住宅敷地の一部として利用している」との申請です。

現況は、いずれも申請どおりの内容となっており、各担当委員より「適当である」との意見を頂いております。中南部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。

高濱委員

1番の案件ですが、仮換地の時に申請し、土地を間違えたということです。現地を確認しましたが、作物は作られていませんでしたが耕してあり、田というより畠でした。

議長

報告ありがとうございます。

仮換地で取り違えたということですね。現地確認していただき、ありがとうございます。

ほかに何かございますか。

岡本委員

2番の案件ですが、山林及び住宅敷地として利用しているとのことですが、山林というより竹林でした。

議長

ほかに何か、ございますか。

各委員

・・・。

議長

いずれの案件も、それぞれの地区農政協議会におきまして、特に問題はない、となっております。そういったことも踏まえ、議案第1号について、承認とすることでおよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、議案第1号は承認と致します。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

[農地法第3条の規定による許可申請について]

議案第2号（P4～P5）を説明する。

説明に入ります前に資料の一部訂正をお願いいたします。9番の案件でございますが、申請者から取下げの意向が示されましたので、削除をお願いいたします。

農地法第3条の規定による許可申請について、1件取り下げられましたので12件提出しております。1番2番3番は現在耕作面積0m²の方の案件、4番は今回許可されると下限面積を超える方の案件、5番以降が既に下限面積を超えている方の案件となっております。5番7番8番11番が市街化区域の案件、1番2番3番が都市計画区域外の案件となっております外は、いずれも調整区域の案件となっております。申請地は、いずれも譲渡人・貸人の「自作地」で、譲受人・借人は、いずれも「個人」となっております。「農地取得後の全部耕作・常時従事」につきましては、いずれも現在耕作されている農地に無断転用地等は確認されておらず、申請地の耕作に必要な農機具及び従事者等を確保しております。「通作距離」につきましては、いずれも15km以内となっております。「周辺の農地等の農業上の利用に及ぼす影響及び措置」につきましては、いずれの案件も「周辺の農業と同様の農業を行うので、特に影響はない」ものとの申請となっております。

それでは、案件毎に申請の概要をご説明いたします。

1番2番3番です。夢前町山富の[REDACTED]が、夢前町山富の田1, 440m²につきましては、著写の[REDACTED]より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請と、夢前町山富の田1, 033m²及び夢前町山富の田1, 269m²につきましては、夢前町山富の[REDACTED]より「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は、都市計画区域外の下限面積3, 000m²を超える3, 742m²になる予定です。作付作物は「野菜」となっております、管農計画書も提出されております。なおこの案件、[REDACTED]の現在の耕作面積が0m²であり、北西部地区農政協議会では「新規農家に該当するため事情聴取をするように」との意見となっております。

次に、4番です。豊富町神谷の田1, 265m²につきまして、豊富町神谷の[REDACTED]が、豊富町神谷の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は、調整区域の下限面積3, 000m²を超える3, 873m²になる予定です。作付作物は「野菜」となっております。

5番です。大津区天満の田478m²につきまして、大津区恵美酒町一丁目の[REDACTED]が、大津区恵美酒町一丁目の[REDACTED]より「交換したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は2, 527m²になる予定です。作付作物は、「水稻」となっております。

6番です。余部区下余部の田836m²につきまして、余部区下余部の[REDACTED]が、余部区下余部の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は10, 227m²になる予定です。作付作物は「野菜」となっております。

7番です。広畠区才の田43m²につきまして、広畠区西蒲田の[REDACTED]が、たつの市の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は2, 623m²になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

8番です。広畠区才の田2筆計42m²につきまして、広畠区才の[REDACTED]が、広畠区才の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は5, 879m²になる予定です。作付作物は「露地野菜」となっております。

10番です。刀出の田712m²につきまして、刀出の[REDACTED]が、刀出の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は7, 180m²になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

11番です。四郷町東阿保の畠145m²につきまして、四郷町東阿保の[REDACTED]が、四郷町東阿保の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は3,046m²になる予定です。作付作物は「野菜」となっております。

12番です。船津町の田971m²につきまして、船津町の[REDACTED]が、船津町の[REDACTED]より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は3,985m²になる予定です。作付作物は「野菜」となっております。

13番です。船津町の田442m²につきまして、船津町の[REDACTED]が、香寺町溝口の[REDACTED]より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は3,563m²になる予定です。作付作物は「大豆」となっております。

いずれの案件も、各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出でおりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願ひいたします。

議長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問、その他補足事項はございませんか。

各委員

[REDACTED]

議長

1番2番3番の案件ですが、北東部地区農政協議会におきましては新規農家として事情聴取が必要との意見となっております。申し合せ事項により事情聴取を行う、ということでおろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、1番2番3番の方には1月5日に来ていただきまして、事情聴取を行いたいと思います。

その他の案件について、なにかございますか。

各委員

[REDACTED]

議長

それでは、他にご意見、ご質問はないようですので、総会規定に基づき、採決します。許可相当と判断される方は挙手をお願いします。

各委員

(全員挙手)

議長

全員の挙手をいただきましたので、本議案については許可相当といたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号(P6～P7)を説明する。

〔農地法第5条の規定による許可申請について〕

農地法第5条の規定による許可申請について、この度は、9件の申請が提出されています。1番から4番が都市計画区域外の案件、5番から9番が調整区域の案件となっております。申請地の「農地区分」は、1番が、「公共施設から近距離」である第2種農地、4番及び6番から9番は「住宅等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満」である第2種農地に該当すると考えております。2番、3番、5番は、集団性のある農地の「第1種農地」に該

当すると考えておりますが、2番については不許可の例外である「既存敷地の拡張」、3番5番は「集落に接続して設置される日常生活上等必要な施設」に該当するものとして申請されております。「代替地の有無」につきましては、いずれも「他に事業目的に適した代替地はない」となっており、「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、いずれも転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。

それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。

1番です。夢前町前之庄の田296m²につきまして、飾磨区山崎の[REDACTED]が、夢前町前之庄の[REDACTED]より「使用貸借権で借り受けて、一般住宅を建てたい」との転用の申請です。「事業内容」につきましては、床面積145m²の一般住宅と自動車1台分のガレージを建築する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、自己資金及び融資となっております。現況は「畠」となっております。

2番です。夢前町新庄の田54m²につきまして、夢前町新庄の[REDACTED]が、夢前町新庄の[REDACTED]より「譲り受けて、進入路にしたい」との転用の申請です。「事業内容」につきましては、自宅へ進入するための「進入路」を設ける計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、「自己資金」となっております。現況は「田」となっております。

3番です。夢前町新庄の田474m²につきまして、夢前町新庄の[REDACTED]が、夢前町新庄の[REDACTED]より「使用貸借権で借り受けて、一般住宅を建てたい」との転用の申請です。「事業内容」につきましては、床面積129・18m²の一般住宅を建築する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては融資、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては道路側溝蓋掛けの道路法24条が手続中となっております。現況は「田」となっております。

4番です。夢前町山之内の畠563m²につきまして、夢前町山之内甲の[REDACTED]が、加古川市の[REDACTED]より「譲り受けて、露天駐車場にしたい」との転用の申請です。「事業内容」につきましては、自動車4台分の露天駐車場を設ける計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては「自己資金」となっております。現況は「畠」となっております。

5番です。豊富町神谷の田339m²につきまして、香寺町中仁野の[REDACTED]が、香寺町中仁野の[REDACTED]より「使用貸借権で借り受けて、農家住宅を建てたい」との転用の申請です。「事業内容」につきましては、延床面積128・51m²の住宅を建築し、車2台分の露天駐車場を設置する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、融資及び自己資金、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、建築許可不要証明が申請済となっております。現況は「田」となっております。

6番です。香寺町溝口の畠436m²につきまして、香寺町溝口の[REDACTED]が、香寺町溝口の[REDACTED]より「譲り受けて、露天資材置場にしたい」との転用の申請です。「事業内容」につきましては、譲受人が営む鉢植え用の鉢の生産・販売するための資材置場兼作業場として利用する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては「自己資金」となっております。現況は「畠」となっております。

7番です。香寺町香呂の畠243m²につきまして、香寺町香呂の[REDACTED]が、千葉県柏市の[REDACTED]より「譲り受けて、農作業場、育苗場、農機具置場にしたい」との転用の申請です。「事業内容」につきましては、隣接する畠で耕作するために必要な農作業場、育苗場、農機具置場として利用する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては「自己資金」となっております。現況は「畠」となっております。

8番9番です。香寺町恒屋の[REDACTED]が、香寺町恒屋の田328m²につきましては、父である香寺町恒屋の[REDACTED]より「使用貸借権で借り受けて、一般住宅を建てたい」との転用の申請と、香寺町恒屋の田66m²につきましては、香寺町恒屋の[REDACTED]より「譲り受けて、進入路にしたい」との転

用の申請です。「事業内容」につきましては、床面積132.49m²の住宅を建築し、車2台分の露天駐車場及び進入路を設置する計画となっております。
「転用に必要な資力」につきましては、融資、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、建築許可が申請済となっております。現況は「田」となっております。

いずれの案件も、北西部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長 有難うございます。只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問、その他補足事項はございませんか。

各委員 ・・・。

議長 ないようですので、議案第3号について、採決します。許可相当とすることに賛同いただけの方は挙手をお願いします。

各委員 (全員挙手)

議長 全員の挙手を確認したので、「農地法第5条の規定による許可申請」については許可相当とします。

次に報告事項に入ります。

報告第1号について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第1号(P10)を説明する。

(農地法第3条の規定による許可申請に係る事情聴取)

農地法第3条の規定による許可申請の決定に係る事情聴取について、11月にご審議いただきました新規農家の事情聴取を、12月1日に実施していただきました。当日は、1番の案件は、本人とその夫が、2番3番の案件は、本人が来庁され、担当委員より、営農意欲、農機具等の状況、通作距離の確認、営農計画の聴取等、営農指導をいただき、誓約書も提出されましたので、同日付にて許可書を交付しておりますことをご報告いたします。

議長 有り難うございます。この事情聴取の概要報告を、萩原委員からお願いします。

萩原委員 1番の案件については、夫婦で見えられました。[REDACTED]についてはこれまで細野の営農組合が管理をしてきていましたが、今後は[REDACTED]が耕作されるということです。いまのところはきれいに管理されています。[REDACTED]

[REDACTED]については現地を見てきましたがこれからきちんと整備していく、とのことで、地元農区と話をしながら取り決めをして管理していくとのことです。

2番3番については、いずれは息子さんが帰ってきてお父さんの跡を継ぐということで、大変意欲があると見受けられました。今後は耕作していくということで問題ないかなと思いました。

議長 はい、報告ありがとうございます。

続きまして、報告第2号について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第2号(P9~P11)を説明する。

(農地法第4条の規定による届出の専決について)

市街化区域内農地の4条転用案件で、この度は、11月5日から12月9日の間に受け付けたもの、14件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議長 有り難うございます。

各委員 お目通しをお願いします。ご意見ご質問等ありますか。

……。

議長 特にないようですので、ご確認いただいたと判断させていただいて、次の報告に参りたいと思います。

事務局 報告第3号について、事務局より説明をお願いします。

報告第3号（P12～P19）を説明する。

〔農地法第5条の規定による届出の専決について〕

市街化区域内農地の5条転用案件で、こちらも、11月5日から12月9日の間に受け付けたものの41件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議長 有り難うございます。

各委員 お目通しをお願いします。何かご質問等ございませんか。

……。

議長 事務局に質問しますが、例えば8番9番10番のように、届出地、地番にかっこ書きのものがあるが、これは何を表しているのですか。

事務局 これは仮換地中の土地である場合にこのように表記しております、届出地、地番には従前の現在の土地の情報を表示していますが、かっこ書きとして仮換地先を表記しています。仮換地先はまだ地番が定まっていないので、仮の符号を表記し、備考に仮の指定地籍を表示しています。

議長 もうひとつ、16番の案件に地目が原野のものが含まれているが、農地法は関係ないと思うが、なぜあがっているのですか。

事務局 現況が農地であれば、登記地目にかかわらず農地法の適用となります。当該地は、登記地目は原野でありますが現況は田として利用されているとして農家台帳上も管理されているため、今回の届出の対象となったものです。

岡本委員 ここは、昔、灘中学校のところに軍需用倉庫がありました、御着の駅から線路が引かれていたんです。その線路跡がこの原野ということで、國のものになっていたんですけども、払い下げられて、自分の土地に引っ付けて1枚の田んぼとして利用している状況です。地目を変更せずに利用しているので、今回の届出となった、ということです。現況は1枚の田んぼです。同じような田んぼとして利用している登記地目原野の土地は、他にもまだあります。

議長 よくわかりました。

各委員 それでは、報告第3号について、確認することでよろしいでしょうか。

議長 異議なし。

- 議長 「異議なし」の声を得ましたので、確認いたします。
次に報告第4号について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 報告第4号（P20～P22）を説明する。
〔合意による解約等の通知について〕
- 合意による解約等の通知について、この度は、賃貸借の解約が4件、使用貸借契約の解約が13件となっています。そのうち、利用権に該当するものは11件です。賃貸借契約の解約に伴う離作補償につきましては、いずれも「無償」となっております。
以上、合意による解約等の通知につきまして、ご報告いたします。
- 議長 有り難うございます。
只今の事務局の説明について、ご意見ご質問等ございませんか。
- 各委員 ・・・。
- 議長 それでは、報告第4号について、確認することでよろしいでしょうか。
- 各委員 異議なし。
- 議長 「異議なし」の声を得ましたので、確認いたします。
次に報告第5号について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 報告第5号（P23）を説明する。
〔県許可案件の許可状況について〕
- 県許可案件の許可状況について、10月の総会でご審議いただき、県へ送付していた案件について、いずれも11月25日付で許可が下り、既に許可証を交付しておりますことを、ご報告いたします。
- 議長 有り難うございます。
それでは、報告第5号について、確認することでよろしいでしょうか。
- 各委員 異議なし。
- 議長 「異議なし」の声を得ましたので、確認いたします。
次に報告第5号について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 報告第6号（P24）を説明する。
〔農業経営改善計画（認定農業者）の認定について〕
- 農業経営改善計画の認定について、11月および12月の会長決裁分です。
1番の水稻、飼料作物等を作付している夢前町寺の[REDACTED]と、2番の水稻、麦類、露地野菜等を作付している林田町林谷の[REDACTED]につきまして、どちらも、市長へ、農業の経営拡大及び利益率の向上など、改善に向けた取り組みをされていることや、営農している農地に遊休農地はないことから、問題はなく、認定農業者として「適切」と回答していました。その結果として、[REDACTED]は11月15日付で、[REDACTED]は11月17日付で認定したと姫路市長より通知がありましたので、ご報告いたします。
また、今月は認定取消が2件あります。
1番の石倉の[REDACTED]につきまして、会社の解散により10月2日

付けで、2番の夢前町筋野の[]につきまして、本人死亡により11月16日付けで、認定を取り消ししたと姫路市長より通知がありましたので、ご報告いたします。

議長

有り難うございます。
本日の議案は以上です。
事務局、他に連絡事項等はありますか。

事務局

総会終了後、編集委員会を開催いたしますので、編集委員の方は残っていただきますようよろしくお願ひします。

議長

それでは、本日の会議はこれで終了します。有り難うございました。

(午後2時25分 終了)